

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令甲の整理に関する訓令甲を次のように定める。

令和 7 年 5 月 2 3 日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第 4 5 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令甲
の整理に関する訓令甲

(入札参加資格制限及び指名停止基準の一部改正)

第 1 条 入札参加資格制限及び指名停止基準（平成 1 9 年赤穂市訓令甲第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 9 項第 1 号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(赤穂市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部改正)

第 2 条 赤穂市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（令和 7 年赤穂市訓令甲第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号ア中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この訓令甲は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の訓令甲の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の訓令甲の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下「旧刑法」という。）第 1 3 条に規定する無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする同条に規定する有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第 1 6 条に規定する拘留に処せられた者とみなす。

(入札参加資格制限及び指名停止基準の一部改正に伴う経過措置)

3 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する

法律（令和4年法律第68号）並びにこの訓令甲（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。以下同じ。）に当たる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴をされ、又は禁錮以上の刑を宣告された者は、第1条の規定による改正後の入札参加資格制限及び指名停止基準別表第3（第9項第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑に当たる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴をされ、又は拘禁刑を宣告された者とみなす。

（赤穂市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置）

- 4 刑法等一部改正法等の施行前に禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、第2条の規定による改正後の赤穂市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第5条（第2号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者とみなす。